

半田市特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十六日

半田市長 久世 孝宏

半田市条例第六号

半田市特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

半田市特別職員の給与に関する条例（昭和二十九年半田市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「百六万千円」を「百七万六千円」に改め、同条第二号中「八十七万三千円」を「八十八万五千円」に改め、同条第三号中「七十七万四千円」を「七十八万五千円」に改める。

第五条第二項の表中「 $\frac{170}{100}$ 」を「 $\frac{172.5}{100}$ 」に、「 $\frac{175}{100}$ 」を「 $\frac{172.5}{100}$ 」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。